

キャンペーン定期預金規定<資産運用セットプラン（投資信託プラン）>

平素は、私ども清水銀行をお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

お預け入れいただきましたご預金は、本規定で定めた条項によるほか、「しみず定期預金規定集」の共通規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）〔単利型〕、及び「しみず預金規定集」の総合口座取引規定に基づきお取扱いさせていただきます。

1.（預入対象者）

本定期預金の新規受入期間中に投資信託を50万円以上（手数料込）お申込みいただき、投資信託のお申込み日から1か月以内（キャンペーン期間中）に50万円以上（投資信託申込額（手数料込）を上限とします）のスーパー定期をお預け入れ（満期となった定期預金からの預け替えも含みます）の個人の方。

2.（預け入れ）

- （1）この預金は、本定期預金の新規受入期間毎に定める金額の範囲および預入期間での預け入れとします。
- （2）この預金は、自動継続自由金利型（M型）〔単利型〕（元加式または利払式）とし、定期預金通帳および総合口座通帳での預け入れとします。

3.（約定利率）

この預金の利率は、預入日の自由金利型定期預金（M型）〔単利型〕スーパー定期の預入期間に応じた店頭表示利率に、本定期預金の新規受入期間毎に定める当行所定の利率を上乗せした利率を初回の満期日まで適用します。

4.（自動継続）

- （1）この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間で自由金利型定期預金（M型）〔単利型〕（元加式または利払式）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- （2）この預金の継続後の利率は、継続日における自由金利型定期預金（M型）〔単利型〕スーパー定期の店頭表示利率とします。

5.（規定の変更等）

- （1）この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- （2）前記（1）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

2019年10月1日現在